

平成15年度予算の概要

予算の提案に際し、市長から所信と施策の概要について説明がありました。その中で市長は、平成十五年度は、当面の行政課題に対応するため、財政調整基金をはじめとする基金の活用や、将来の財政負担に配慮しつつ市債の活用、特に十三年度から三万年の時限措置である「臨時財政対策債」の活用を図る一方、事務事業の見直しや人件費などの経常的経費の節減に一層努めるとしました。そして、引き続き厳しい財政状況にある中で、市民サービスの維持・向上に可能な限り努めるとともに、「教育・子育て支援の充実」、「都市環境の保全・整備」、「高齢者・障害者施策の充実」の事業を中心に、緊急度、優先度などを総合的に勘案した予算配分を心がけたとしました。

また、子育て支援、高齢者・障害者福祉、廃棄物の発生抑制・処理、緑地保全など解決しなければならぬ課題がたくさんある中で、改めて子どもの目線で物事をとらえ、子どもたちを取り巻く環境の整備に心がけることが、これからの鎌倉のまちづくりにつながっていくとの思いから、「子どもたちと共に歩む―鎌倉の未来創造型予算」としたいと位置付けました。

その後、予算案に盛り込まれた主な事業を第三次鎌倉市総合計画の将来都市像の実現に向けた「六つの将来目標」に沿って説明を行いました。

市長は、市政を取り巻く環境は引き続き厳しく、今すぐ展望が開けるとは思わないが、腰越広町緑地の保全是山積する課題解決の一步であるとし、引き続き職員と一丸となって、課題解決に向けての長く険しい道のりを一歩一歩着実に歩み、「鎌倉の未来を担う子どもたちが夢と希望を持てるまち、鎌倉」の実現を目指していくと結びました。

以下、新年度の主な事業は：

【人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち】

○平和推進事業の推進○人権施策推進指針の策定○女性センター（アンサンブル鎌倉）の運営○女性相談の充実○かまくら21男女共同参画プランの推進○国際交流・国際協力活動の支援

【歴史を継承し、文化を創造するまち】

○世界遺産一覧表登載に向けた歴史遺産検討委員会での検討及び啓発事業の実施○国指定史跡永福寺跡環境整備事業の実施○（仮称）川喜多記念館建設に向けた調査事業等の推進○旧華頂宮邸の保存と活用事業の実施○鎌倉芸術館開館十周年記念事業○野村総合研究所跡地土地利用計画・施設整備計画の策定及び跡地暫定利用整備

【都市環境を保全・創造するまち】

○常盤山の保全（緑地の買い入れ）○腰越広町緑地の公有化○緑地保全契約事業の推進○（財）鎌倉風致保存会への支援○緑のレンジャー事業の充実○ごみ減量化・資源化の推進（ごみ・資源物の分別収集の徹底、廃プラスチック分別収集処理の試行、植木せん定材たい肥化事業、資源物の毎週収集の実施）○今泉クリーンセンター改修工事○ごみの自区外処理○ごみ処理広域化基本計画の推進○焼却残さの全量溶融固化処理○まち美化の推進○規制対象公用車に粒子状物質減少装置の設置○雨水利用の推進○景観形成に重要な建築物等の保存・活用の支援○都市景観に寄与する活動等の表彰制度の創設

【健やかで心豊かに暮らせるまち】

○子育て支援事業の推進○私立保育園の改築支援○ファミリーサポートセンターの運営○小児医療費助成制度の充実○救急医療確保対策の充実○精神障害者地域生活支援センターの運営○小規模通所授産施設への支援○障害児者ホームヘルプサービスの支援○福祉タクシー券・自動車ガソリン券の交付（選択制）○外出支援サービス事業の実施○生活支援型ホームヘルプサービスの実施○配食サービス事業の運営○高齢者外出支援サービス事業の充実○高齢者バス割引乗車制度の導入○かまくら教育プランの策定○不登校児童・生徒への支援体制の整備○少人数指導の充実○障害児教育の充実○情報教育の充実○学校評議員制度の活用○読書活動の推進○学校施設の耐震診断・補強事業の実施○小学校保健室の冷暖房設置○生涯学習ネットワークシステムの運用○図書館利用サービスの充実○青少年会館・子ども会館・子どもの家の建設・運営○温水プールの整備

【安全で快適な生活が送れるまち】

○自主防災組織活動の支援○災害対策用備品の整備○救急救命士の育成○消防車両の更新による消防力の強化充実○鎌倉駅周辺地区の整備○深沢地域国鉄跡地周辺の整備○大船駅周辺地区のまちづくりの推進○駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進○生活道路の整備○市営住宅の維持・管理○汚水管きよの建設・修繕の実施○山崎水質浄化センターの水処理棟の増設

【活力ある暮らしやすいまち】

○商店街活性化支援事業の推進（商店街催事事業助成、街路灯の整備事業助成）○中小企業融資制度の充実○腰越漁港改修に向けた調査○漁業センター建て替え支援○各種観光案内の整備・充実○海水浴場一・二〇周年記念事業の支援

※各会派の評価と見解を四・五面に掲載しました。

（以下、表は予算案総括表、一般会計の目的別内訳及び財源内訳）

平成15年度予算総括表

(単位：千円、％)					
会 計 名	平成15年度当初予算額	平成14年度当初予算額	比 較	伸 び 率	
一 般 会 計	54,205,000	53,248,000	957,000	1.8	
特 別 会 計	下 水 道 事 業	11,241,400	11,955,600	△ 714,200	△ 6.0
	大船駅東口市街地再開発事業	387,600	384,300	3,300	0.9
	国民健康保険事業	12,824,600	12,427,300	397,300	3.2
	老人保健医療事業	16,974,700	17,651,000	△ 676,300	△ 3.8
	公共用地先行取得事業	751,900	3,912,200	△ 3,160,300	△ 80.8
	介護保険事業	8,583,200	7,955,600	627,600	7.9
	特 別 会 計 合 計	50,763,400	54,286,000	△ 3,522,600	△ 6.5
	総 合 計	104,968,400	107,534,000	△ 2,565,600	△ 2.4

一般会計の目的別内訳

(単位：千円、％)		
区 分	平成15年度当初予算額	
	金 額	構 成 比
議 会 費	452,314	0.8
総 務 費	7,334,576	13.5
民 生 費	11,511,437	21.3
衛 生 費	6,062,583	11.2
労 働 費	448,921	0.8
農 林 水 産 業 費	125,060	0.2
商 工 費	450,369	0.8
観 光 費	194,061	0.4
土 木 費	13,509,461	24.9
消 防 費	2,671,055	4.9
教 育 費	5,873,133	10.8
公 債 費	4,522,030	8.4
諸 支 出 金	1,000,000	1.9
予 備 費	50,000	0.1
合 計	54,205,000	100.0

一般会計の財源内訳

(単位：千円、％)		
区 分	平成15年度当初予算額	
	金 額	構成比
自 主 財 源	市 税	33,400,000 61.6
	分担金及び負担金	338,644 0.6
	使用料及び手数料	904,840 1.7
	財 産 収 入	43,899 0.1
	寄 附 金	99,589 0.2
	繰 入 金	2,309,193 4.2
	繰 越 金	600,000 1.1
依 存 財 源	諸 収 入	1,870,447 3.5
	計	39,566,612 73.0
	地 方 譲 与 税	300,000 0.5
	利 子 割 交 付 金	320,000 0.6
	地方消費税交付金	1,240,000 2.3
	ゴルフ場利用税交付金	36,000 0.1
	自動車取得税交付金	390,000 0.7
	地方特例交付金	1,670,000 3.1
	地 方 交 付 税	30,000 0.1
	交通安全対策特別交付金	30,000 0.1
	国 庫 支 出 金	3,492,826 6.4
	県 支 出 金	1,909,062 3.5
	市 債	5,220,500 9.6
合 計	計	14,638,388 27.0
	計	54,205,000 100.0

今定例会に市長から新年度予算に関連する議案として、条例の一部を改正するための議案十件が提出されました。議会では審議の結果、すべての議案について総員の賛成により可決しました。議案の主な内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例及び鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

本市職員の給与改定に準じて、平成十五年以降の市長等常勤特別職職員の三ヶ月期末手当を廃止するとともに、給与の暫定削減措置として、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間、市長については給料月額及び調整手当から百分の十を、助役、収入役及び教育長については百分の七をそれぞれ減額するものです。

◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例

小児医療費助成制度の充実を図るため、通院に係る医療助成の対象年齢について、現在の三歳児までを四歳児までに引き上げるものです。

◎鎌倉市障害児福祉センターの設置及び管理に関する条例

本条例の題名を鎌倉市障害児福祉センター条例に改めるとともに、国の障害児通園施設の相互利用制度に基づき、障害児福祉センター「あおぞら園」においても施設本来の目的を損なわない範囲で障害種別の異なる児童を受け入れるため、扶養義務者から徴収する保育料について規定の整備をするものです。

◎鎌倉市知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例

本条例の題名を鎌倉市知的障害者援護施設条例に改めるとともに、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部改正により、障害者福祉サービスが措置制度から支援費制度に移行することに伴い、知的障害者援護施設「鎌倉はまなみ」の入所対象者及び利用料金等について規定の整備をするものです。

◎鎌倉市国民健康保険条例

国民健康保険法等の一部改正に伴い、退職被保険者が医療機関等に支払う一部負担金の割合が見直され、入院・外来と

条例の一部改正 小児医療費助成の充実など

平成十五年四月一日から日本郵政公社法及び民間事業者による信書の送達に関する法律が施行されることに伴い、郵便事業が国の事業でなくなることに伴い、道路法も一部改正され、郵便差出箱及び信書便差出箱が道路占用料徴収対象物とされたことから、本条例別表においてこれらの差出箱の項目を設けるとともに、一個につき一カ月九十五円の占用料を徴収するものです。

◎鎌倉市道路占用条例

中小企業者等の事業活動の融資を充実させるため、融資の対象者を新たに創業する者及び創業一年未満の者まで拡大するとともに、現行の小口事業融資資金と施設等近代化資金を事業資金として再編するほか、小口事業資金特別融資の名称を経営安定資金に変更するなど規定の整備をするものです。

◎鎌倉市中小企業融資条例

事業系廃棄物の処理手数料等について処理原価との差や県内各市との格差が顕著になってきたことから、手数料等の適正化を図るとともに、事業者に対し応分の負担を求めるため、事業者が排出する廃棄物に係る処理手数料及び処分費用を改めるものです。

◎鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例

平成十五年度から平成十七年度までの第一号被保険者の保険料基準額を三万一千九百二十円から三万五千五百二十円に引き上げるとともに、低所得者への負担軽減に配慮し、保険料の所得段階を現行の五段階方式から六段階方式にするものです。

◎鎌倉市介護保険条例

もに一律三割とされたこと及び保険料の所得割額の算定方法等が見直されたことから規定の整備をするものです。